

# 島根県報

## 号外第四四号

平成十五年三月二十八日

(金曜日)

### 規則 目次

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正（長寿社会課）  
する規則

#### 公布された条例等のあらまし

##### ◇島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四二号）

###### 一 改正の概要

1 総合福祉センターの業務のうち福祉人材バンクの名称を改めることとした。  
(第二条・第三条関係)

2 高齢者・障害者総合相談センターの休業日を改めることとした。 (第三条関  
係)

###### 二 施行期日

公布の日から施行することとした。

### 規則

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

#### 島根県規則第四二号

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立総合福祉センター条例施行規則（平成七年島根県規則第三十九号）の一部を次  
のように改正する。

第一条第一項の表中「又は福祉人材バンク」を削る。

第三条第一項の表中「、第一土曜日及び第三土曜日以外の土曜日並びに」を「及び」に  
改め、「又は福祉人材バンク」を削る。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成15年3月28日

島根県報

号外第44号 (2)

平成十五年三月二十八日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月  
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行